

杉並区立済美養護学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条

この規則は、杉並区立済美養護学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第 3 条

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第 4 条

本会における個人情報の管理者は会長とする。

(取扱者)

第 5 条

本会における個人情報の取扱者は役員、理事及び役員選出委員とする。

(秘密保持義務)

第 6 条

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 7 条

円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。個人情報を取得する際は、あらか

じめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

- (1) 会員の氏名・連絡先（電話番号・電子メールアドレス）
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

（利用）

第8条

取得した個人情報は以下の目的のために使用する。

- (1) PTA活動に必要な連絡網および名簿の作成
- (2) PTA会費集金と管理
- (3) PTA関連文書等の送付
- (4) 理事選出並びに役員選出等の候補選出活動

（利用目的による制限）

第9条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された使用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

（管理）

第10条

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条

個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

2. 個人情報を紙媒体で保存する場合、施錠できる場所等に保管する。
3. 個人情報を含む電子データを前項のクラウドサービスに保管する場合、管理者は第三者へ漏洩しないよう閲覧、編集権限を取扱者に対して適切に付与する。

（第三者提供の制限）

第12条

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第13条

本会は、杉並区立済美養護学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第7条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：杉並区立済美養護学校と本会
- (3) 利用目的：第8条で定める通り
- (4) 責任者：第4条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条

個人情報を第三者（第12条第1号から第4号および、都、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条

第三者（第12条第1号から第4号および、都、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 16 条

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿つてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 17 条

個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第 18 条

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第 19 条

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第 20 条

本会の「杉並区立済美養護学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

(附則)

本規則は、令和 5 年 2 月 14 日より施行する。